

差出人: "中部相談受付" <110cyb32@soumu.go.jp>

日時: 2017年7月31日 9:34

宛先: <□□□□□□□□>

件名: ご相談の件について

ご相談者様

あなた様から頂きましたご相談につきましては、総務省中部管区行政評価局にて受け付けました。当省の行政相談は、国の行政機関や独立行政法人等の業務に関して、具体的な不利益を受けている方から苦情・要望を受け付けた場合に、必要に応じて、当該機関による自主的な解決・改善を促すものです。

ご相談の内容は、「①平成29年1月25日に設立された「外国人技能実習機構」が定めた、独立行政法人等情報公開法に基づく法人文書開示手続きの手数料納付方法について「外国人技能実習機構」が公文書開示請求費用の払込み方法に銀行口座振込を取り入れるようにしてほしい、②独立行政法人等情報公開法の適用法人すべてについて公文書開示請求費用の払込み方法を調査し、銀行口座振込を採用するなど手続き面から情報公開の透明性を高めるよう勧告してほしい。」ということと推察いたします。

あなた様からいただきましたご相談の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

①公文書開示請求費用の銀行口座振込について

本件につきましては、「外国人技能実習機構」に照会したところ、以下のとおり回答がありましたので、お伝えします。

「保有する法人文書の開示実施方法及び開示手数料に関する規程」を急いで作成したため、開示手数料の銀行口座振込については規程化していない。しかし、今回要望があったことから、開示手数料の銀行口座振込を取り入れることについては、今後実施する方向で考えていきたい。具体的な実施予定の時期等については今後、検討していきたい。

②公文書開示請求費用の払込み方法の調査の実施と情報公開の透明性の確保について

「独立行政法人等情報公開法の適用法人すべてについて公文書開示請求費用の払込み方法を調査し、銀行口座振込を採用するなど手続き面から情報公開の透明性を高めるよう勧告してほしい。」という意見につきましては、貴重な御意見として、当局において記録するとともに総務本省にも伝え、今後の業務運営の参考とさせていただきます。

以上